

公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札(条件付一般競争入札)により入札を執行するので、始良市契約規則（平成22年始良市規則第45号）第2条及び始良市電子入札運営要綱（平成22年始良市告示第21号）第8条の規定に基づき公告する。

令和6年12月20日

始良市長 湯元 敏浩

工 事 発 注 表		
工 事 番 号	第6-119-1号	
工 事 発 注 部 課 名	始良市 総務部 庁舎建設課 庁舎建設係 (TEL 0995-66-3075)	
発 注 工 事 種 別	解体工事	
工 事 名	始良市加治木総合支所解体工事（2工区）	
工 事 場 所	始良市 加治木町本町 地内	
入 札 方 法	条件付（電子）一般競争入札	
工 事 概 要	旧加治木総合支所南庁舎（多目的ホール含む）（RC造3階建て 2,384.45㎡）及び車庫（S造平屋建て 125.00㎡）、倉庫、駐輪場、外構舗装、工作物、電気設備、機械設備ほかの解体撤去工事	
工 期	契約締結日の翌日から180日間	
予 定 価 格 （ 消 費 税 抜 き 価 格 ）	事後公表	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	あり（最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は、落札外とする。）	
工 事 前 金 払 ・ 部 分 払 の 有 無	前金払 ー あり 部分払 ー あり （次段「請負代金の支払」を参照のこと）	
請 負 代 金 の 支 払	令和6年度 前金払：契約金額の16%を限度とし、かつ、予算の範囲内で支払うものとする。 部分払：出来高40%を超え検査合格後、契約金額の20%を限度とし、かつ、予算の範囲内で支払うものとする。 令和7年度 前金払：前年度出来高予定額支払い後、契約金額の24%を限度とし、かつ、予算の範囲内で支払うものとする。 完成払：完成検査合格後、残額を支払う。	
入 札 保 証 金	免除	
契 約 保 証 金	あり	
入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とし、構成員の数は、2社ないし3社とする。	
共 同 企 業 体 結 成 要 件	(1) 結成は自主結成とし、共同企業体は「構成員1」「構成員2」または「構成員1」「構成員2」「構成員3」により構成されるものとする。 (2) 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、各構成員の出資比率は2社の場合は30%以上とし、3社の場合は20%以上とする。 (3) 共同企業体の各構成員は、本工事及び「始良市加治木総合支所解体工事（1工区）」において2以上の共同企業体の構成員になることはできない。 ただし、本工事と発注工事種別が同種である同日公告の「始良市加治木総合支所解体工事（1工区）」につき結成した共同企業体においては、「構成員1」「構成員2」または「構成員1」「構成員2」「構成員3」が同一構成である場合に限り、本工事についても同一の共同企業体を結成することができるものとする。 また、令和6年12月5日の開札により「始良市加治木総合支所解体工事（3工区）」を落札した共同企業体の構成員は、本工事の共同企業体の構成員になることはできない。	
共 同 企 業 体 構 成 員 の 要 件	代 表 者 の 要 件 「 構 成 員 1 」	共同企業体の代表者は次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1) 始良市内に本社・本店を置き、令和6・7年度始良市建設工事等入札参加資格（以下、「入札参加資格」という。）を有する者のうち、解体工事に登録されており、かつ、特定建設業の許可を有する者。 (2) 次の要件を満たす建設業法に規定する監理技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 ① 建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受けている者。 ② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）
	代 表 者 以 外 の 構 成 員 の 要 件 「 構 成 員 2 」 「 構 成 員 3 」	共同企業体の代表者以外の構成員は次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1) 始良市内に本社・本店を置き、入札参加資格を有する者のうち、解体工事に登録されている者。 (2) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。 ① 建設業法に規定する主任技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 ② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係のある者に限る。）
共 同 企 業 体 の 資 格 の 有 効 期 間		共同企業体の資格の有効期間は次に定める期間とする。 (1) 本工事の契約の相手となった共同企業体は、本工事の履行期間終了後3ヶ月が経過するまでを有効期限とすること。 ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律または契約上の契約不適合責任が存続する期間において、すべての構成員が連帯してその責任を負うものとする。 (2) 本工事の契約の相手方とならなかった共同企業体は、本工事の契約が締結されるまでを有効期間とすること。

工 事 発 注 表		
共同企業体による競争入札参加資格審査申請書の作成および提出	申請書配布場所	かごしま県市町村電子入札システムの案件情報及び始良市ホームページに添付ファイルを設ける。
	配 布 期 間	令和6年12月20日（金）から令和7年1月21日（火）まで
	申 請 書 の 提 出	本工事の入札参加を希望する者は、次の書類を持参または郵送により提出しなければならない。なお、下記日時までに提出した者で、かつ、入札参加資格確認通知書の発行を受けた者でなければ、本入札に参加することができない。 (1) 提出書類 ① 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書 ② 特定建設工事共同企業体協定書 ③ 建設業許可通知の写し ④ 経営事項審査結果通知書の写し ⑤ 専任配置予定技術者の資格者証等の写し ※ 申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者（3人を限度とする）を届出することができる。この場合は全員について提出すること。 (2) 提出部数 2部（正本1部、副本1部とする。） ※フラットファイルA4縦長に製本し、提出すること。 郵送の場合、宛先を記載し切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 なお、発送時に「共同企業体名及び郵便物お問い合わせ番号」を工事監査課工事監査係メールまで送信すること。 (3) 受付期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月21日（火）まで ※郵送の場合正午まで必着とする。 （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） (4) 受付時間 8時30分から17時00分まで （ただし、正午から13時00分までを除く。令和6年12月20日（金）は9時00分から17時00分まで。） (5) 受付場所 〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 始良市役所本館4階 始良市 総務部 工事監査課 工事監査係 TEL0995-66-3083 e-mail:kensa@city.aira.lg.jp
	留 意 事 項	(1) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 提出された書類等は返却しないものとする。 (3) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書において、虚偽の記載または著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することはできない。
設計図書等の閲覧	閲 覧 場 所	本館4階 閲覧室
	閲 覧 期 間	令和6年12月20日（金）から令和7年2月5日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
	閲 覧 時 間	8時30分から17時00分まで （ただし、正午から13時00分までを除く。令和6年12月20日（金）は9時00分から17時00分まで。）
工 事 費 内 訳 書 提 出 の 有 無	あり	(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。 (2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は工種、金額等を明らかにすること。 (3) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して提出すること	
入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書 類	令和7年1月28日（火） ※ 郵便・電子メールにて送信する。	
入 札 説 明 書 説 明 請 求 期 限	令和7年2月3日（月） 17時00分まで （ただし、入札説明書は本公告で兼ねる。）	
電 子 入 札 に よ る 競争参加資格確認申請書受付期間	開始日時：令和6年12月23日（月） 8時30分 終了日時：令和7年1月30日（木） 13時00分	
電 子 入 札 に よ る 競争参加資格確認通知日時	開始日時：令和7年1月30日（木） 13時00分 終了日時：令和7年1月30日（木） 17時00分	
現 場 説 明 会 開 催	なし	
本 工 事 に 関 す る 質 問 方 法 等	方法：電子メール 送信先：総務部 庁舎建設課 庁舎建設係 e-mail:tyosha@city.aira.lg.jp 質問締切日時：令和7年1月22日（水） 正午まで	
本 工 事 に 関 す る 回 答 方 法 等	質問に対する回答は、令和7年1月29日（水）までに入札参加者全社にメールにて回答する。	
入 札 書 受 付 期 間	開始日時：令和7年2月4日（火） 8時30分 終了日時：令和7年2月6日（木） 9時00分	
開 札 予 定 年 月 日	開始日時：令和7年2月6日（木） 13時00分 場所 始良市 総務部 工事監査課	
契 約 担 当 課	始良市 総務部 庁舎建設課 庁舎建設係	
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示または営業の停止を受けていない者 (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社 田代設計工房）または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の①または②に該当する者である。 ① 当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者 (5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成22年始良市訓令第56号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分または主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者 (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの決定を受けている者もしくは更正手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの決定を受けている者もしくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者	
入 札 の 無 効 に 関 す る 事 項	(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書の提出がなされていない入札。 (3) 入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札 (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札	
落 札 者 の 決 定 方 法	(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。 (2) 1回目の開札で落札者がなかった場合は、再入札を行うものとし、再入札の方法・日時等については1回目の開札後に、かごしま県市町村電子入札システムにより通知する。 (3) 3回目の入札で落札者がなかった場合は不調とする。	
落 札 者 の 契 約 書 案 等 の 提 出	落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。	
注 意 事 項	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (3) 工程表、現場代理人等選任通知書及び関係書類を契約書と同時に提出すること。 (4) 建設業者退職金共済組合掛金収納書、各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (5) 受注機会の拡大及び均等受注を図るため、同日開札予定の「始良市加治木総合支所解体工事（1工区）」、本工事の順に開札し、「始良市加治木総合支所解体工事（1工区）」を受注した共同企業体は、本工事の入札を辞退したものとみなす。	